

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の種類 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 生活困窮者就労準備支援等事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保護者就労準備支援等事業</p> <p>就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業）、社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業を除く）。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業</p> <p>年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。</p> <p>(カ) (略)</p> <p><u>(キ) 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業</u></p> <p><u>熊本地震における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図る事業。</u></p> <p><u>(4) 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業</u></p> <p><u>地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進する事業。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の種類 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 生活困窮者就労準備支援等事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被保護者就労準備支援等事業</p> <p>就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業及び個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業及び生活困窮者等の就農訓練事業）、社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業を除く）。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業</p> <p>年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。</p> <p>また、熊本地震における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図る事業。</p> <p>(カ) (略)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(5)</u> 生活保護適正化等事業</p> <p>ア 生活保護適正実施推進事業 (略) (ア) (略) (イ) 医療扶助適正化等事業 医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。</p> <p>a 診療報酬明細書点検等の充実</p> <p><u>b 医療扶助の適正実施の更なる推進</u></p> <p>(a) 後発医薬品の使用促進 (b) 適正受診指導等の強化 (c) 精神障害者等の退院促進 (d) 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援</p> <p><u>c 薬局と連携した服薬管理・服薬指導等の強化</u></p> <p><u>d 居宅介護支援計画点検等の充実</u></p> <p><u>e その他の医療扶助適正化等の推進</u></p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 地域福祉増進事業 (略) (ア) ～ (エ) (略)</p> <p>(オ) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知) 及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県 <u>又は指定都市</u> が補助する事業。</p> <p>(カ) ～ (キ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p><u>オ 社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業</u> 「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業」の実施について」(平成 29 年 3 月 28 日社援発 0328 第 15 号厚生労働省社会・援護局長通知) に基づき、国民の福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、社</p>	<p><u>(4)</u> 生活保護適正化等事業</p> <p>ア 生活保護適正実施推進事業 (略) (ア) (略) (イ) 医療扶助適正化等事業 医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。</p> <p>a 診療報酬明細書点検等の充実</p> <p>b 後発医薬品の使用促進 e 適正受診指導等の強化 d 精神障害者等の退院促進 e 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援</p> <p>f 居宅介護支援計画点検等の充実 g その他の医療扶助適正化等の推進</p> <p>(ウ) ～ (エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 地域福祉増進事業 (略) (ア) ～ (エ) (略)</p> <p>(オ) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知) 及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県 <u>等</u> が補助する事業。</p> <p>(カ) ～ (キ) (略)</p> <p>(ク) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 要介護高齢者の親と、無職でひきこもっている子どもが同居している世帯や、医療・福祉ニーズに加え、就労ニーズを有するがん患者や難病患者への対応など、相談者本人又は世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援を受けることができるよう、地域において、多分野・多機関に渡る相談支援機関等の連携体制の構築を図るとともに、企業等に対する寄付等の働きかけや、ボランティアの活用などにより、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組をモデル的に実施することを通じて、複合的な課題を抱える者の自立の促進を図る。</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) 社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>会福祉法人がこうしたニーズに着実に対応し、地域における福祉サービスの一層の充実が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度改革に対応し、法人における経営改革の着実な推進が図られるよう、以下の事業を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 一般事業</u> 社会福祉法人の経営労務管理の改善を支援するとともに、社会福祉充実計画の策定など、社会福祉法人制度改革に対応した法人等における新たな事務負担の軽減等を図る事業。</p> <p><u>(イ) 社会福祉法人会計監査人設置モデル事業</u> 平成 29 年度に会計監査人の設置義務対象法人とならない「収益 10 億円超程度」の社会福祉法人において、会計監査をモデル的に実施することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理する事業。</p> <p><u>(ウ) 地域の介護等事業者の経営管理連携推進モデル事業</u> 地域の介護等事業者の経営・労務管理等に係る優良又は先駆的な事例の分析・検証等を行う事業。</p> <p><u>カ 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル事業</u> 「介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業の実施について」（平成 29 年 4 月 25 日社援発 0425 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「中核的な役割を担う介護福祉士の資質向上に関するモデル事業の実施について」（平成 29 年 4 月 13 日社援発 0413 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、多様な人材の活用と人材育成を図るため、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進や、介護福祉士の専門性を高めるための研修プログラムの策定等を行う事業。</p> <p>4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」、<u>「社会福祉法人による多様な福祉サービスの提供体制構築支援事業」</u>及び<u>「介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル事業」</u>を除く。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 生活困窮者就労準備支援等事業 ア～オ (略)</p> <p>カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領 (別添 11)</p> <p>(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領 (別添 13)</u></p> <p><u>(4) 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 (別添 14)</u></p> <p>(5) 生活保護適正化等事業 ア 生活保護適正実施推進事業実施要領 (別添 15)</p>	<p>ア 社会福祉法人への経営労務管理改善支援事業 「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について」（平成 28 年 4 月 26 日社援発 0426 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人の経営労務管理状況について、専門家による確認を受けることなどにより、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保の促進を図る事業。</p> <p>イ 地域の介護等事業者の経営管理連携推進事業 「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等の実施について」（平成 28 年 4 月 26 日社援発 0426 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、地域の介護等事業者の経営・労務管理等に係る優良又は先駆的な事例の分析・検証等を行う事業。</p> <p>4 事業の実施 各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」及び「社会福祉法人経営労務管理改善支援事業等」を除く。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 生活困窮者就労準備支援等事業 ア～オ (略)</p> <p>カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 (ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領 (別添 11)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(4) 生活保護適正化等事業 ア 生活保護適正実施推進事業実施要領 (別添 13)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 16）</p> <p>ウ 地域福祉増進事業</p> <p>（ア）福祉人材確保推進事業実施要領（別添 17）</p> <p>（イ）社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 18）</p> <p>（ウ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 19）</p> <p>（エ）災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領（別添 20）</p> <p>（オ）運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 21）</p> <p>（カ）地域生活定着促進事業実施要領（別添 22）</p> <p>エ 中国残留邦人等地域生活支援事業</p> <p>（ア）地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 23）</p> <p>（イ）身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 24）</p> <p>（ウ）自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 25）</p> <p>（エ）中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 26）</p> <p>（オ）支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領（別添 27）</p> <p>5～6（略）</p> <p>（別添 1）～（別添 2）（略）</p> <p>（別添 3）</p> <p style="text-align: center;">就労準備支援事業実施要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 事業内容</p> <p>（1）支援内容</p> <p>（略）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 就労自立に関する支援</p> <p>一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。</p> <p>さらに、上記アからエに定める支援を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業 ・<u>就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者などを対象として、障害者等の支援により蓄積された専門的なノウハウを活用した就労支援を行う福祉専門職との連携支援事業</u> <p>を実施することが可能である。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）配置職員</p>	<p>イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 14）</p> <p>ウ 地域福祉増進事業</p> <p>（ア）福祉人材確保推進事業実施要領（別添 15）</p> <p>（イ）社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 16）</p> <p>（ウ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 17）</p> <p>（エ）災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領（別添 18）</p> <p>（オ）運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 19）</p> <p>（カ）地域生活定着促進事業実施要領（別添 20）</p> <p>（キ）多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施要領（別添 21）</p> <p>エ 中国残留邦人等地域生活支援事業</p> <p>（ア）地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 22）</p> <p>（イ）身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 23）</p> <p>（ウ）自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 24）</p> <p>（エ）中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 25）</p> <p>（オ）支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領（別添 26）</p> <p>5～6（略）</p> <p>（別添 1）～（別添 2）（略）</p> <p>（別添 3）</p> <p style="text-align: center;">就労準備支援事業実施要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 事業内容</p> <p>（1）支援内容</p> <p>（略）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 就労自立に関する支援</p> <p>一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。</p> <p>さらに、上記アからエに定める支援を踏まえ、農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業を実施することが可能である。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）配置職員</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りではない。）、かつ、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。</p> <p><u>福祉専門職との連携支援事業を実施する場合は、福祉専門職を直接雇い上げる方法、社会福祉法人等（具体的には、福祉専門職が配置されている事業所等）へ委託して事業を実施する方法等により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等の福祉専門職を配置すること。</u></p> <p>5 留意事項 （１）～（７）（略） <u>（８）福祉専門職との連携支援事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 27 日付社援発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）を参照すること。</u></p> <p>（別添 4） 被保護者就労準備支援等事業実施要領</p> <p>1 目的 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業や農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する事業、<u>障害者等への就労支援のノウハウを持った支援者（以下「福祉専門職」という。）の知識や技術を活用し、より効果的な支援体制を構築する事業</u>を実施し、就労への可能性を高めることなどを目的とする。</p> <p>また、無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループ（以下「無料宿泊所（群）」という。）において、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。</p> <p>さらに、生活保護関係職員の資質向上のための研修や個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、<u>生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業</u>）、社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業を除く。）を実施し、生活保護受給者の自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運営を確保することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 本事業は、以下の事業を実施する。 （１）被保護者就労準備支援事業（一般事業、<u>生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業</u>） ア 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。</p>	<p>就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りではない。）、かつ、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。</p> <p>5 留意事項 （１）～（７）（略）</p> <p>（別添 4） 被保護者就労準備支援等事業実施要領</p> <p>1 目的 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業や農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する事業を実施し、就労可能性を高めることなどを目的とする。</p> <p>また、無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループ（以下「無料宿泊所（群）」という。）において、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。</p> <p>さらに、生活保護関係職員の資質向上のための研修や個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業及び生活困窮者等の就農訓練事業）、社会的な居場所づくり支援事業及び居住の安定確保支援事業を除く。）を実施し、生活保護受給者の自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運営を確保することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 本事業は、以下の事業を実施する。 （１）被保護者就労準備支援事業（一般事業及び生活困窮者等の就農訓練事業） ア 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下この実施要領において、「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>イ 対象者 就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者(以下「対象者」という。)</p> <p>ウ 実施内容 (略) (ア)～(イ)(略)</p> <p><u>(ウ) 福祉専門職との連携支援事業</u> <u>「(ア) 一般事業」に定める支援を、福祉専門職が被保護者就労準備支援担当者と連携して実施すること。支援の実施にあたっては、特に次の事業内容について配慮すること。</u></p> <p><u>a 対象者に対する適切なアセスメント</u> <u>対象者が解決すべき課題の把握・分析、課題解決に向けた支援計画(被保護者就労準備支援シート)の作成、支援内容の評価、評価を踏まえた支援計画の変更 等</u></p> <p><u>b 支援におけるバックアップ</u> <u>被保護者就労準備支援担当者に対する専門的な知見に基づく技術的な指導・助言、対象者が継続して就労準備支援を受けられるように心身の健康状態の把握や信頼関係の構築 等</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 留意事項 (ア)～(ウ)(略)</p> <p>(エ) 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成28年3月31日付社援保発0331第18号、社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知) <u>及び「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」(平成29年3月27日付社援発0327第1号、社援地発0327第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)</u>を参照すること。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 個別支援プログラム実施事業 ア～イ(略)</p> <p>(別添5)～(別添6)(略)</p> <p>(別添7)</p>	<p>イ 対象者 就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望するもの(以下「対象者」という。)</p> <p>ウ 実施内容 (略) (ア)～(イ)(略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 留意事項 (ア)～(ウ)(略)</p> <p>(エ) 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業(一般事業分)の実施について」(平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成28年3月31日付社援保発0331第18号、社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 個別支援プログラム実施事業 ア～イ(略)</p> <p>ウ 留意事項 平成27年度まで「自立支援プログラム策定実施推進事業」の「その他自立支援プログラム実施体制整備事業」において実施していた事業については、本事業において実施することとする。</p> <p>(別添5)～(別添6)(略)</p> <p>(別添7)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の（1）<u>に加え、（2）</u>～（6）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。</p> <p>（1）学習支援 高校受験のための進学支援、学校の勉強の復習、<u>学習</u>の習慣づけ、学び直し</p> <p>（2）居場所の提供 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供</p> <p>（3）進路相談等 個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供</p> <p>（4）高校中退防止のための支援 個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー</p> <p>（5）親に対する養育支援 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供</p> <p>（6）その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援</p> <p><u>※（1）及び（3）～（6）の実施方法としては、拠点形式に限らず家庭訪問等による実施も可能。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p>（1）関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。 <u>連携にあたっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成27年3月27日社援地発0327第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を活用しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員OB等の紹介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。</u></p> <p>（2）必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。</p> <p>（3）子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。</p> <p>（4）関係機関と個人情報共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。</p> <p><u>（5）支援の充実のためにも、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供を検討すること。</u></p> <p>（別添8）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業実施要領</p>	<p style="text-align: center;">生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の（1）～（6）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。</p> <p>（1）学習支援 高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し</p> <p>（2）居場所の提供 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供</p> <p>（3）進路相談等 家庭訪問等による個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供</p> <p>（4）高校中退防止のための支援 家庭訪問等による個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー</p> <p>（5）親に対する養育支援 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供</p> <p>（6）その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援</p> <p>4 留意事項</p> <p>（1）関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。</p> <p>（2）必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。</p> <p>（3）子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。</p> <p>（4）関係機関と個人情報共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。</p> <p>（別添8）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業実施要領</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。</p> <p>(1) 就労訓練推進事業</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 居住支援推進事業</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等が課題となり賃貸住宅を借りられない）を解消し、居住支援の取組を強化する。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>以下に掲げる取組を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者等へ同行し、物件探しや契約を支援</u></p> <p><u>(イ) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会（※）の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手の開拓</u></p> <p><u>【取組例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居可能な物件、低廉な家賃の物件情報を収集</u> <u>・ 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者のリストなどについて、居住支援協議会から情報収集</u> <u>・ 緊急連絡先の代わりになり得る見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社会福祉協議会などから情報収集</u> <u>・ 家賃債務保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診、スキームづくり</u> <u>・ 物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住宅を自ら提供する社会福祉法人を開拓</u> <p><u>(※) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第2項に基づく協議会。地方公共団体（住宅部局、福祉部局）、不動産関係団体、居住支援関係団体等が参画するネットワーク組織。</u></p> <p><u>(ウ) 病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的な支援</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p><u>被保護者に対する居住安定確保支援事業を実施している自治体は、一体的に行うことが望ましい。</u></p> <p>(3) 社会資源の活用促進・開発事業</p> <p>(4) 都道府県研修等人材養成推進事業</p> <p>(5) その他生活困窮者の自立の促進に資する事業</p> <p>上記（1）～（3）までの事業のほか、地域の実情に応じて実施する生活困窮者の自立の促進に資する事業を行うことができる。</p> <p><u>なお、子どもの学習支援事業の強化等のために、事業受託団体や支援人材の開拓、研修を実施する事業を行うことができる。</u></p> <p>(別添 11)</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。</p> <p>(1) 就労訓練推進事業</p> <p>(略)</p> <p>(2) 社会資源の活用促進・開発事業</p> <p>(3) 都道府県研修等人材養成推進事業</p> <p>(4) その他生活困窮者の自立の促進に資する事業</p> <p>上記（1）～（3）までの事業のほか、地域の実情に応じて実施する生活困窮者の自立の促進に資する事業を行うことができる。</p> <p>(別添 11)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 直接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。</p> <p>また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の市区町村等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p><u>(2)</u> 間接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、都道府県又は市区町村が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。</p> <p>3 事業内容</p>	<p style="text-align: center;">地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>また、熊本地震における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業</p> <p>本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>ア 直接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。</p> <p>また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の市区町村等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 間接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、都道府県又は市区町村が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。</p> <p>(2) 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業</p> <p>本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。</p> <p>ア 直接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、熊本県及び熊本市とする。</p> <p>また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 間接補助として行う場合</p> <p>この場合の実施主体は、熊本県内の管内市町村（熊本市は除く。）及び熊本県又は熊本市が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体とする。</p> <p>また、熊本県内の管内市町村（熊本市は除く。）が実施主体の場合には、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>本事業は、次の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。</p> <p>ただし、これらの事業の実施に当たっては、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）の内容を踏まえたものでなければならないものとする。</p> <p>なお、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業（略）</p> <p><u>(2)</u> 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業</p> <p><u>(1)</u>により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を実施する。</p> <p>（事業例）（略）</p> <p><u>(3)</u> 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業</p> <p><u>(2)</u>による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業を実施する。</p> <p>（事業例）（略）</p> <p><u>(4)</u> その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業（略）</p>	<p>本事業は、次のアからエまでに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。</p> <p>ただし、これらの事業の実施に当たっては、市区町村にあっては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあっては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）の内容を踏まえたものでなければならないものとする。</p> <p>なお、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。</p> <p>ア 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業（略）</p> <p>イ 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業</p> <p>アにより把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を実施する。</p> <p>（事業例）（略）</p> <p>ウ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業</p> <p>イによる地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業を実施する。</p> <p>（事業例）（略）</p> <p>エ その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業（略）</p> <p>(2) 熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業</p> <p>本事業は、次のアからウまでに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施すること。</p> <p>ア 被災者の見守り・相談支援等を行う事業</p> <p>被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。</p> <p>なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。</p> <p>(ア) 避難所、仮設住宅等への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ</p> <p>(イ) 被災者の日常生活に関する相談支援、生活支援</p> <p>(ウ) 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供</p> <p>(エ) 仮設住宅におけるサポート拠点の設置、運営</p> <p>イ 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業</p> <p>被災者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。</p> <p>(ア) 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施</p> <p>(イ) 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>4 事業評価</p> <p><u>本</u>事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な人の人数やこれに対する支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、実績報告の際にその内容について厚生労働省あて報告すること。</p> <p>5 留意事項</p> <p><u>(1)</u> 個人情報の取扱い（略）</p> <p><u>(2)</u> 関係事業との連携（略）</p>	<p>ウ その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業</p> <p>4 事業評価</p> <p>3 (1)の事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な人の人数やこれに対する支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、実績報告の際にその内容について厚生労働省あて報告すること。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 3 (1)の事業</p> <p><u>ア</u> 個人情報の取扱い（略）</p> <p><u>イ</u> 関係事業との連携（略）</p> <p>(2) 3 (2)の事業</p> <p>ア 個人情報の取扱い</p> <p>被災者に対する支援を効果的に行う観点から、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。</p> <p>イ 実施状況に関するデータの整理</p> <p>本事業による政策効果を検証するため、見守り等の被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。</p> <p>ウ サポート拠点について</p> <p>被災者の安心した生活に資するため、総合相談、生活支援サービス、地域交流等の機能を地域の実情に応じて包括的に組み合わせて実施することができる。</p> <p>(例：LSA（生活援助員）による総合相談、地域交流サロン、配食サービス、ボランティア活動拠点、生活不活発病予防のための活動や健康相談、専門職種等による相談支援等)</p> <p>エ サポート拠点を介護保険法に基づく指定事業所として運営する場合には、介護報酬の対象となる費用については本事業の対象とならないことに留意するとともに、関係法令を遵守すること。</p> <p>オ 本事業に係る補助金の使途</p> <p>本事業は、被災者の安定的な日常生活を支援することを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。</p> <p>カ 次に掲げる事業は、本事業の対象とはしない。</p> <p>α 熊本地震の発生以前から実施している事業</p> <p>β 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</p> <p>ε 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業</p> <p>δ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業</p> <p>キ その他</p> <p>本事業の終期を見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別添 12) (略)</p> <p><u>(別添 13)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>熊本地震における被災者の孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u></p> <p><u>本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 直接補助として行う場合</u></p> <p><u>この場合の実施主体は、熊本県及び熊本市とする。</u></p> <p><u>また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</u></p> <p><u>(2) 間接補助として行う場合</u></p> <p><u>この場合の実施主体は、熊本県の管内市町村（熊本市は除く。）及び熊本県又は熊本市が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体とする。</u></p> <p><u>また、熊本県の管内市町村（熊本市は除く。）が実施主体の場合には、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>本事業は、次の（１）から（３）までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施すること。</u></p> <p><u>(1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業</u></p> <p><u>被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。</u></p> <p><u>なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。</u></p> <p><u>ア 応急仮設住宅等への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ</u></p> <p><u>イ 被災者の日常生活に関する相談支援、生活支援</u></p> <p><u>ウ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供</u></p> <p><u>(2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業</u></p>	<p>実施に努めること。</p> <p>(別添 12) (略)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>被災者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。</u></p> <p><u>ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施</u></p> <p><u>イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施</u></p> <p><u>(3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認められた事業</u></p> <p><u>4 留意事項</u></p> <p><u>(1) 個人情報の取扱い</u></p> <p><u>被災者に対する支援を効果的に行う観点から、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。</u></p> <p><u>(2) 実施状況に関するデータの整理</u></p> <p><u>本事業による政策効果を検証するため、見守り等の被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。</u></p> <p><u>(3) 本事業に係る補助金の使途</u></p> <p><u>本事業は、被災者の安定的な日常生活を支援することを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる事業は、本事業の対象とはしない。</u></p> <p><u>ア 熊本地震の発生以前から実施している事業</u></p> <p><u>イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</u></p> <p><u>ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業</u></p> <p><u>エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業</u></p> <p><u>(5) その他</u></p> <p><u>本事業の終期を見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。</u></p> <p><u>(別添 14)</u></p> <p><u>「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。</u></p> <p><u>これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>2 地域力強化推進事業</u></p> <p><u>(1) 実施主体</u></p> <p><u>本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。</u></p> <p><u>なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 事業内容</u></p> <p><u>本事業は、次の理由により、ア（「我が事」の地域づくり）及びイ（「丸ごと」の地域づくり）に掲げる内容を全て実施するものとする。</u></p> <p><u>ただし、既にア又はイの取組を実施している場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、次の地域づくりの方向性を意識し、かつ、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより「我が事」の意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成することが必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり</u> <u>・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり</u> <u>・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり</u> <p><u>また、「我が事」の体制を構築することに加え、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制（「丸ごと」）を構築することで、住民が安心して地域活動を行い、また、地域課題を把握し、解決を試みることができることとなり、結果的に住民の地域活動への参加意識の向上が期待される。</u></p> <p><u>さらに、住民が関係機関等とともに地域課題の解決に取り組む経験を重ねることで、住民が自らの活動に自信を持つことにつながり、地域に対する意識が変化し、「我が事」としての地域づくりが一層醸成される。</u></p> <p><u>そのため、よりよい地域づくりを目指すためには、「我が事」、「丸ごと」の双方の体制を構築し、互いに循環させることが必要である。</u></p> <p><u>ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）</u></p> <p><u>小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(ア) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ</u></p> <p><u>地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。</u></p> <p><u>(イ) 活動拠点づくり</u></p> <p><u>地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。</u></p> <p><u>※ 活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられるが、さらには、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等、従来の発想を超えた新しい試みも期待する。</u></p> <p><u>(注) 地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により推進が図られている。</u></p> <p><u>(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施</u></p> <p><u>住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。</u></p> <p><u>イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり）</u></p> <p><u>地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。</u></p> <p><u>(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能</u></p> <p><u>住民に身近な圏域において、地域住民のボランティア、地区社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく相談支援事業所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく地域子育て支援拠点、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO 等が相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。</u></p> <p><u>(イ) 地域生活課題の把握等</u></p> <p><u>地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、(2) のアの取組（住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）とも連携し、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。</u></p> <p><u>(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等</u></p> <p><u>把握した地域生活課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、小中学校区等の住民に身近な圏域に留まらず、3 の多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施機関や生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援機関などの関係者、専門職等と連携、協働し、行政や、広域の適切な専門機関に確実につ</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>なぐことにより、課題解決を行うことができる機能を構築する。</u></p> <p><u>ウ その他</u> 上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。</p> <p><u>(3) 事業の成果目標とその達成度合いの検証</u> 本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。 なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。</p> <p><u>(4) 本事業の実施状況に関する情報共有</u> 厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。 なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。</p> <p><u>(5) その他</u> ア <u>実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。</u> イ <u>他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。</u> ウ <u>市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。</u> エ <u>「我が事」の地域づくりにあたって、介護保険法の地域支援事業に基づき配置される生活支援コーディネーターについては、一体的に実施されることも可能であり、地域づくりを効果的に進める観点から、他制度・他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておくこと。</u> オ <u>地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。</u> <u>ただし、その場合には、次年度以降、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施する（既に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している場合は除く。）ための事業実施計画を事業申請の際に提出するものとする。</u></p> <p><u>3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業</u></p> <p><u>(1) 実施主体</u> 本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。 なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。</p> <p><u>(2) 本事業の支援対象者</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行										
<p><u>本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、</u></p> <p><u>ア (3)に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする</u></p> <p><u>イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく</u></p> <p><u>ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する</u></p> <p><u>エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する</u></p> <p><u>オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にすることが必要である。</u></p> <p><u>こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。</u></p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="92 1295 667 1348"><u>支援対象者（例）</u></th> <th data-bbox="673 1295 1478 1348"><u>連携先（例）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="92 1352 667 1509"><u>要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯</u></td> <td data-bbox="673 1352 1478 1509"><u>地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1514 667 1671"><u>医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯</u></td> <td data-bbox="673 1514 1478 1671"><u>がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1675 667 1780"><u>共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯</u></td> <td data-bbox="673 1675 1478 1780"><u>地域包括支援センター、保育所等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="92 1785 667 1948"><u>障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者</u></td> <td data-bbox="673 1785 1478 1948"><u>福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>支援対象者（例）</u>	<u>連携先（例）</u>	<u>要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯</u>	<u>地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等</u>	<u>医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯</u>	<u>がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等</u>	<u>共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯</u>	<u>地域包括支援センター、保育所等</u>	<u>障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者</u>	<u>福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等</u>	
<u>支援対象者（例）</u>	<u>連携先（例）</u>										
<u>要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯</u>	<u>地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等</u>										
<u>医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯</u>	<u>がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等</u>										
<u>共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯</u>	<u>地域包括支援センター、保育所等</u>										
<u>障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者</u>	<u>福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等</u>										

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改 正 後		現 行
<u>難病指定をされていない難病患者</u>	<u>医療機関、難病相談支援センター等</u>	
<u>高次脳機能障害を抱える者</u>	<u>医療機関、障害福祉サービス事業所等</u>	
<p><u>(3) 相談支援包括化推進員の配置</u></p> <p><u>本事業の実施に当たって、実施主体は、自立相談支援機関や、地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。</u></p> <p><u>なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。</u></p> <p><u>また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。</u></p> <p><u>(4) 事業内容</u></p> <p><u>本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。</u></p> <p><u>なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。</u></p> <p><u>ア 相談者等に対する支援の実施</u></p> <p><u>相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。</u></p> <p><u>(ア) 相談者等が抱える課題の把握</u></p> <p><u>相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」などを参考とすること。</u></p> <p><u>(イ) プランの作成</u></p> <p><u>(ア) により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。</u></p> <p><u>(ウ) 相談支援機関等との連絡調整</u></p> <p><u>(イ) により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の間で調整を行う。</u></p> <p><u>(エ) 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言</u></p>		

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。</u></p> <p><u>(オ) その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施</u></p> <p><u>イ 相談支援包括化ネットワークの構築</u></p> <p><u>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。</u></p> <p><u>(ア) あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。</u></p> <p><u>(イ) 相談支援包括化推進員は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において配置することとされている主任自立相談支援員や、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定める主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。</u></p> <p><u>(ウ) 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。</u></p> <p><u>ウ 相談支援包括化推進会議の開催</u></p> <p><u>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。</u></p> <p><u>また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。</u></p> <p><u>(ア) 各相談支援機関の業務内容の理解</u></p> <p><u>(イ) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法</u></p> <p><u>(ウ) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握</u></p> <p><u>(エ) 地域に不足する社会資源創出の手法</u></p> <p><u>(オ) 本事業による支援実績の検証</u></p> <p><u>エ 自主財源の確保のための取組の推進</u></p> <p><u>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。</u></p> <p><u>オ 新たな社会資源の創出</u></p> <p><u>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。</u></p> <p><u>カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業</u> <u>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 相談支援包括化推進員の資格要件</u> <u>相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。</u></p> <p><u>(6) 事業の成果目標とその達成度合いの検証</u> <u>本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。</u> <u>なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(7) 本事業の実施状況に関する情報共有</u> <u>厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。</u> <u>なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。</u></p> <p><u>(8) その他</u></p> <p><u>ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。</u></p> <p><u>イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。</u></p> <p><u>ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。</u></p> <p><u>エ 本事業を通じて知り得た個人情報、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。</u></p> <p><u>オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。</u></p>	

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>カ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を併せて実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。</u></p> <p><u>ただし、その場合には、次年度以降、地域力強化推進事業を併せて実施するための事業実施計画を事業申請の際に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 事業実施の考え方等（共通事項）</u></p> <p><u>(1) 事業の実施に当たっての考え方（「点」の支援から、「面」の支援へ）</u></p> <p><u>2の「地域力強化推進事業」及び3の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を通じて目指すべきものは、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域の様々な資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを実現することである。</u></p> <p><u>その実現のためには、既に実施されている各分野の支援や地域における事業、取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要がある。本事業は、各分野の支援や地域における事業、取組を個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携、協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制の構築に資するものである。</u></p> <p><u>ついでに、面としての地域づくりを実施するための体制を事業申請の際に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 事業の実施形態について</u></p> <p><u>地域によって、社会資源や地域特性が異なることから、2の(2)のア（住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり））、2の(2)のイ（地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり））及び3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業における総合的な相談支援体制に関する機能は、全てを同一の拠点（場所）に付すことも、それぞれ別々の拠点（場所）に付すことも、その組み合わせは、地域の実情に応じて対応することも可能とする。</u></p> <p>(別添 15)</p> <p style="text-align: center;">生活保護適正実施推進事業実施要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 医療扶助適正化等事業</p> <p>医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。</p> <p>ア 診療報酬明細書点検等の充実</p> <p>外部委託又は診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。</p> <p><u>イ 医療扶助の適正実施の更なる推進</u></p>	<p>(別添 13)</p> <p style="text-align: center;">生活保護適正実施推進事業実施要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 医療扶助適正化等事業</p> <p>医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。</p> <p>ア 診療報酬明細書点検等の充実</p> <p>外部委託又は診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>医療扶助適正化の更なる推進の観点からより効果的な事業実施のため、以下の4事業につきPDCAサイクルを導入した上で実施する。</u></p> <p><u>(ア)</u> 後発医薬品の使用促進 後発医薬品の使用促進のため、薬剤師、保健師、看護師等、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行う者を福祉事務所に配置すること等により、医療扶助の適正化を図る。</p> <p><u>(イ)</u> 適正受診指導等の強化 不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。</p> <p><u>(ウ)</u> 精神障害者等の退院促進 保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等を雇用し、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。</p> <p><u>(エ)</u> 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援 保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を確保し、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。</p> <p><u>ウ</u> <u>薬局と連携した服薬管理・服薬指導等の強化</u> <u>生活保護受給者の利用する薬局を一箇所に集約し、服薬管理・服薬指導を行うモデル事業を実施し、その効果等を測定し、適切な服薬と医療扶助の適正化につなげる</u></p> <p><u>エ</u> 居宅介護支援計画点検等の充実 外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。</p> <p><u>オ</u> その他の医療扶助適正化等の推進 ア～<u>エ</u>以外の取組により、医療扶助等の給付の適正化等を図る。</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>(別添16) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 (略)</p> <p>(別添17) 福祉人材確保推進事業実施要領 (略)</p> <p>(別添18) 社会福祉法人指導監督事業実施要領</p>	<p>イ 後発医薬品の使用促進 後発医薬品の使用促進のため、薬剤師、保健師、看護師等、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行う者を福祉事務所に配置すること等により、医療扶助の適正化を図る。</p> <p>ロ 適正受診指導等の強化 不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。</p> <p>ハ 精神障害者等の退院促進 保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等を雇用し、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。</p> <p>ニ 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援 保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を確保し、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。</p> <p>ヒ 居宅介護支援計画点検等の充実 外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。</p> <p>ホ その他の医療扶助適正化等の推進 ア～カ以外の取組により、医療扶助等の給付の適正化等を図る。</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>(別添14) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領 (略)</p> <p>(別添15) 福祉人材確保推進事業実施要領 (略)</p> <p>(別添16) 社会福祉法人指導監督事業実施要領</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～3（略）</p> <p>4 実施方法等</p> <p>(1) 指導監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(当該通知の制定に伴う廃止前の旧要綱を含む。)に基づき、法人からその業務又は会計の状況に関して、関係書類の報告を求め、法人の役員又は関係職員から法人の業務及び財産の状況について聴取する等の方法により実施すること。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(別添 19)</p> <p style="text-align: center;">外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領</p>	<p>1～3（略）</p> <p>4 実施方法等</p> <p>(1) 指導監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、法人からその業務又は会計の状況に関して、関係書類の報告を求め、法人の役員又は関係職員から法人の業務及び財産の状況について聴取する等の方法により実施すること。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(別添 17)</p> <p style="text-align: center;">外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領</p>
<p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>受入れ施設における次に掲げる経費を助成する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費</u></p> <p>(3) <u>外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費</u></p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>3(2)の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。</u></p> <p><u>また、当該経費に係る補助金の交付については、外国人介護福祉士候補者 1 人当たり、日本での滞在期間中 1 回までとする。</u></p> <p>(別添 20)</p> <p style="text-align: center;">災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>受入れ施設における次に掲げる経費を助成する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費</u></p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(別添 18)</p> <p style="text-align: center;">災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領</p>
<p>1 目的</p> <p>高齢者・障害者等日常生活上の支援が必要な方々に対し、<u>災害時において緊急的に必要な支援が確保される</u>よう、行政と民間とが一体となって、広域的な福祉支援ネットワークを構築することなどを通じて、<u>福祉分野における</u>災害対策の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p>	<p>1 目的</p> <p><u>災害時において</u>高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に<u>対応を行える</u>よう、行政と民間が一体となって、広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県又は都道府県知事が適切に<u>事業を</u>実施できると認めた社会福祉法人、一般社団法人、一般財団</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p>実施主体は、都道府県又は都道府県知事が<u>本事業を適切に実施できると認めた社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等（以下「都道府県等」という。）</u>とする。</p> <p>なお、本事業を公正中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体等に、事業の一部を委託することができる。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 基本事業</p> <p><u>都道府県等は、管内における行政と民間とが一体となった広域的な福祉支援ネットワークの構築・強化を図るため、以下のような事業を実施する。</u></p> <p><u>ア</u> ネットワーク本部の立ち上げ・運営 都道府県単位の福祉支援ネットワークを協議会方式で設置するため、その事務局機能としてネットワーク本部を立ち上げ、協議会への参画メンバーの招集や全体的なまとめ等を行う。</p> <p><u>イ</u> 災害福祉支援体制の検討・構築 災害に備えて、平常時より都道府県内の災害福祉支援体制の検討や構築による関係者間での意識の共有を図るための場を設ける。</p> <p><u>ウ</u> ネットワークの普及・啓発 都道府県内において普及・啓発することによって、管内市区町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。</p> <p><u>エ</u> 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等 <u>災害福祉支援チームの具体的な活動に備え、災害時における効果的な活動内容に関する研修や訓練等</u>の実施により、人材育成や資質向上を図る。</p> <p><u>オ</u> 他都道府県との情報交換や連携づくり 災害時における具体的な活動に備え、<u>他の都道府県等</u>との緊密な関係づくりや協定を結ぶまでの<u>間の</u>連携づくり等を<u>推進する</u>。</p> <p><u>(2) 体制強化事業</u></p> <p><u>(1)の事業等を通じて、既に広域的な福祉支援ネットワークが構築されている都道府県等は、災害時における活動体制の強化を図るため、以下のような事業を実施する。</u></p> <p><u>ア</u> 後方支援チームの検討・構築 <u>災害時において、管内社会福祉施設等の被災状況を一元的に把握するとともに、その結果を踏まえ、災害福祉支援チーム派遣指示や、受入施設との調整、必要な物資の供給支援等を行う「後方支援チーム」の役割について検討を行うとともに、その立ち上げを図る。</u></p> <p><u>イ</u> 被災状況把握のためのシステムの構築 <u>災害時において、管内社会福祉施設等の被災状況を円滑に把握するため、電子メールやSNSなどを活用したシステムの構築を図る。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 3の(2)の「既に広域的な福祉支援ネットワークが構築されている都道府県等」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政、福祉関係者、防災関係者等により構成される協議の場が設置されている場合であって、災</u></p>	<p>法人、特定非営利活動法人等とする。</p> <p>なお、本事業を<u>適切</u>公正、<u>中</u>立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体等に、事業の一部を委託することができる。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) ネットワーク本部の立ち上げ・運営 都道府県単位の福祉支援ネットワークを協議会方式で設置するため、その事務局機能としてネットワーク本部を立ち上げ、協議会への参画メンバーの招集や全体的なまとめ等を行う。</p> <p>(2) 災害福祉支援体制の検討・構築 災害に備えて、平常時より都道府県内の災害福祉支援体制の検討や構築による関係者間での意識の共有を図るための場を設ける。</p> <p>(3) ネットワークの普及・啓発 都道府県内において普及・啓発することによって、管内市区町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。</p> <p>(4) 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等 <u>災害時における</u>具体的な活動に備え、研修や訓練の実施により、人材育成や資質向上を図る。</p> <p>(5) 他都道府県との情報交換や連携づくり 災害時における具体的な活動に備え、他都道府県との緊密な関係づくりや協定を結ぶまでの連携づくり等を<u>図る</u>。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>害時において被災地に派遣できる災害福祉支援チームが組織されている又は管内社会福祉施設等の間において相互に人員を派遣するなどの協力体制が構築されている状態にあることをいうものである。</u></p> <p><u>よって、こうした状態にない都道府県等については、「体制強化事業」の補助対象とはしないので、まずは「基本事業」の実施により、こうしたネットワークの構築を図ること。</u></p> <p><u>(4) 体制強化事業は、1 都道府県において、1 回に限り補助対象とするものであること。</u></p>	
<p>(別添 21)</p> <p>運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (略)</p>	<p>(別添 19)</p> <p>運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (略)</p>
<p>(別添 22)</p> <p>地域生活定着促進事業実施要領 (略)</p>	<p>(別添 20)</p> <p>地域生活定着促進事業実施要領 (略)</p>
	<p>(別添 21)</p> <p>多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施要領</p> <p>1. 目的</p> <p>—— 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化している。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業では、要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯や、医療・福祉ニーズに加え、就労ニーズを有するがん患者や難病患者への対応など、対象者別の縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースについて、相談者本人又はその属する世帯（以下「相談者等」という。）全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらに対応した包括的な支援を受けることができるよう、地域において、多分野・多機関に渡る相談支援機関等の連携体制の構築を図るとともに、多職種間の連携・協働を図りつつ、企業等に対する寄付等の働きかけや、地域住民・ボランティアとの協働などにより、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組をモデル的に実施することを通じて、複合的な課題を抱える者の自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 実施主体</p> <p>—— 本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。</p> <p>—— なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人や NPO など、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。</p> <p>3. 本事業の支援対象者</p> <p>—— 本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、</p> <p>— (1) 4 に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほ</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改 正 後	現 行														
	<p>ぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする</p> <p>(2) 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく</p> <p>(3) 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する</p> <p>(4) 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する</p> <p>(5) 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にする</p> <p>ことが必要である。</p> <p>こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">支援対象者（例）</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">連携先（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯</td> <td>地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等</td> </tr> <tr> <td>医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯</td> <td>がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等</td> </tr> <tr> <td>共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯</td> <td>地域包括支援センター、保育所等</td> </tr> <tr> <td>障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者</td> <td>福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等</td> </tr> <tr> <td>難病指定をされていない難病患者</td> <td>病院、難病相談支援センター等</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障害を抱える者</td> <td>病院、障害福祉サービス事業所等</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 相談支援包括化推進員の配置</p> <p>本事業の実施に当たって、実施主体は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援機関や、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく相談支援事業所、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。</p> <p>なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の</p>	支援対象者（例）	連携先（例）	要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等	医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等	共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等	障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等	難病指定をされていない難病患者	病院、難病相談支援センター等	高次脳機能障害を抱える者	病院、障害福祉サービス事業所等
支援対象者（例）	連携先（例）														
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等														
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等														
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等														
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等														
難病指定をされていない難病患者	病院、難病相談支援センター等														
高次脳機能障害を抱える者	病院、障害福祉サービス事業所等														

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
	<p>利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。</p> <p>また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。</p> <p>5. 事業内容</p> <p>本事業は、次の（1）から（5）までに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。</p> <p>（1）相談者等に対する支援の実施</p> <p>相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次のアからオまでに掲げる業務を行うものとする。</p> <p>その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。</p> <p>ア 相談者等が抱える課題の把握</p> <p>相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」などを参考とすること。</p> <p>イ プランの作成</p> <p>アにより把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。</p> <p>ウ 相談支援機関等との連絡調整</p> <p>イにより作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の間で調整を行う。</p> <p>エ 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言</p> <p>定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。</p> <p>オ その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施</p> <p>（2）相談支援包括化ネットワークの構築</p> <p>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次のア及びイに掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。</p> <p>ア あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。</p> <p>イ 相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
	<p>ウ 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。</p> <p>（3）相談支援包括化推進会議の開催</p> <p>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。</p> <p>なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。</p> <p>また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。</p> <p>ア 各相談支援機関の業務内容の理解</p> <p>イ 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法</p> <p>ウ 地域住民が抱える福祉ニーズの把握</p> <p>エ 地域に不足する社会資源創出の手法</p> <p>オ 本事業による支援実績の検証</p> <p>（4）自主財源の確保のための取組の推進</p> <p>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。</p> <p>（5）新たな社会資源の創出</p> <p>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、（4）により確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。</p> <p>（6）その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業</p> <p>本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記（1）から（5）までの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。</p> <p>6. 相談支援包括化推進員の資格要件</p> <p>相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。</p> <p>7. 事業の成果目標とその達成度合いの検証</p> <p>本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。</p> <p>なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。</p>

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について 新旧対照表

改正後	現 行
	<p>8. 本事業の実施状況に関する情報共有</p> <p>――厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。</p> <p>――なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。</p> <p>9. その他</p> <p>――(1) 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。</p> <p>――(2) 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。</p> <p>――(3) 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。</p> <p>――(4) 本事業を通じて知り得た個人情報には、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。</p> <p>――(5) 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。</p>
(別添 23) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (略)	(別添 22) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (略)
(別添 24) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (略)	(別添 23) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (略)
(別添 25) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (略)	(別添 24) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (略)
(別添 26) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (略)	(別添 25) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (略)
(別添 27) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領 (略)	(別添 26) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領 (略)